

亀山市告示第 5 7 号

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年 9 月 1 3 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱の一部を
改正する告示

亀山市麻疹及び風しん予防接種費助成金交付要綱（平成 1 8 年
亀山市告示第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中「9, 0 9 3 円」を「9, 2 6 2 円」に、「9, 1 0 4 円」
を「9, 2 7 3 円」に、「1 3, 5 3 6 円」を「1 3, 7 8 7 円」
に、「7, 6 8 9 円」を「7, 8 3 2 円」に、「7, 7 0 0 円」を
「7, 8 4 3 円」に、「1 2, 1 3 2 円」を「1 2, 3 5 7 円」に
改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の亀山市麻疹
及び風しん予防接種費助成金交付要綱の規定により麻疹及び風
しん予防接種を受けた者に係る助成金の交付については、なお従
前の例による。